

北海道大学歯学部規程

〔平成7年4月1日
海大達第10号〕

(趣 旨)

第1条 北海道大学歯学部（以下「本学部」という。）の教育課程等に関し必要な事項は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第1条の2 本学部は、口腔の健康管理を通じて全身の健康の保持増進を図るため、歯学及び歯科医療に関する専門的な知識及び技術を教授することにより、医療従事者としての職業倫理、豊かな人間性及び課題探求心を備えた歯科医師、歯学教育者及び研究者を育成することを目的とする。

(学 科)

第2条 本学部に、次の1学科を置く。

歯学科

(教 育 期)

第3条 歯学科の6年の教育課程を、次に掲げる教育期に区分する。

基礎教育期	第1年次第1学期から第1年次第2学期まで
専門教育期（Ⅰ）	第2年次第1学期から第2年次第2学期まで
専門教育期（Ⅱ）	第3年次第1学期から第4年次第2学期まで
総合教育期	第5年次第1学期から第6年次第2学期まで

(進 学)

第4条 通則第3条第1項の規定により本学部の第2年次に進級した者を、専門教育期（Ⅰ）に進学させる。

2 専門教育期（Ⅰ）に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目46単位以上及び専門科目25単位を修得した者を、専門教育期（Ⅱ）に進学させる。

3 専門教育期（Ⅱ）に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目76単位を修得した者を、総合教育期に進学させる。

(在学年限)

第5条 本学部においては、基礎教育期に2年、専門教育期（Ⅰ）に2年、専門教育期（Ⅱ）に4年、総合教育期に4年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位)

第6条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第7条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義、演習及び実習については、30時間の授業をもって1単位とし単位数を計算するものとする。ただし、全学教育科目にあつては、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号。以下「全学教育科目規程」という。）の定めるところによる。

(履修方法)

第8条 授業科目を履修するためには、学期の始めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出な

なければならない。

(他学部履修)

第9条 他学部の授業科目(全学教育科目を除く。)は、学部長及び当該他学部長の許可を受けて履修することができる。

2 北海道大学国際交流科目規程(平成9年海大達第50号)に定める国際交流科目は、学部長の許可を受けて履修することができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における履修等)

第10条 本学部において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学若しくは短期大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果については、それぞれ北海道大学の第1年次の学生に係る履修、修学等に関する規程(平成22年海大達第317号。以下「第1年次規程」という。)第7条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の2 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第1年次規程第8条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲、単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(休学期間中の外国の大学における学修)

第10条の3 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学において学修した成果について、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第10条第2項、前条第2項及び第1年次規程第9条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位)

第11条 本学部の第2年次に進級した者の、本学の入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条又は短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第17条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果(第1年次規程第10条第1項の規定により第1年次において修得した単位とみなされたものを除く。)については、進級後の本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 本学部の第2年次に進級した者の、本学の入学前に行った第10条の2第1項に規定する学修(第1年次規程第10条第2項の規定により第1年次において単位を与えられたものを除く。)を、進級後の本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得

した単位以外のものについては、第10条第2項、第10条の2第2項、前条第2項及び第1年次規程第10条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 第1項の規定により履修したものとみなすことのできる授業科目の範囲、第2項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲及びこれらの単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(編入学等)

第12条 本学部に通則第14条の規定により入学を志願する者又は通則第15条の規定により転部若しくは転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、教授会の議を経て、入学又は転部を許可することができる。

(休学期間)

第13条 本学部においては、基礎教育期において2年、専門教育期（Ⅰ）において2年、専門教育期（Ⅱ）において2年及び総合教育期において2年を超えて休学することはできない。ただし、通算して6年を超えて休学することはできない。

(試験)

第14条 授業科目の試験の時期及び方法等については、本学部の教授会の定めるところによる。ただし、全学教育科目の試験については、全学教育科目規程の定めるところによる。

(成績)

第15条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

(卒業認定)

第16条 本学部において、所定の授業科目を履修し、全学教育科目46単位以上及び専門科目177単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

(特別聴講学生)

第17条 本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生は、学年又は学期ごとに許可する。

3 特別聴講学生に係る試験については、第14条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第18条 通則第46条の規定により入学を許可された外国人留学生は、定員外とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成21年4月1日海大達第101号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表の改正規定（「4単位」を「2単位」に改める部分に限る。）は、平成18年4月1日以降に第1年次に入学した者（以下この項において「平成18年度以降入学者」という。）及び平成18年度以降入学者の属する年次に入学した者について適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第3条から第5条まで、第7条、第10条から第11条まで、第13条、第16条、第18条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）
基礎教育期
全学教育科目

区分	授業科目	単位	備考	
教 養 科 目	一般教育演習（フレッシュマンセミナー）	[2]	1 一般教育演習（フレッシュマンセミナー）から2単位以上を修得すること。 2 一般教育演習（フレッシュマンセミナー）に論文指導2単位を開講する。	
	論文指導			
	総合科目	環境と人間	[1]	総合科目から2単位以上を修得すること。
		健康と社会	[1]	
		人間と文化	[1]	
		特別講義	[1]	
	主題別科目	学問の世界	[1]	1 主題別科目5科目から3科目以上、6単位以上を修得すること。 2 主題別科目に論文指導2単位を開講する。
		思索と言語	[2]	
		歴史の視座	[2]	
		芸術と文学	[2]	
社会の認識		[2]		
外国語科目	科学・技術の世界	[2]	1 英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ及び英語Ⅳの4単位を修得すること。 2 外国語科目のうちから英語以外の1か国語を選択し、4単位を修得すること。	
	論文指導			
	英語Ⅰ	1		
	英語Ⅱ	1		
	英語Ⅲ	1		
	英語Ⅳ	1		
	ドイツ語Ⅰ	2		
	ドイツ語Ⅱ	2		
	フランス語Ⅰ	2		
	フランス語Ⅱ	2		
	ロシア語Ⅰ	2		
	ロシア語Ⅱ	2		
	スペイン語Ⅰ	2		
	スペイン語Ⅱ	2		
中国語Ⅰ	2			
中国語Ⅱ	2			
韓国語Ⅰ	2			
韓国語Ⅱ	2			

46単位以上を修得すること

	外国語演習	英語演習	[2]	英語演習を含み2単位以上を修得すること。
		ドイツ語演習	[2]	
フランス語演習	[2]			
ロシア語演習	[2]			
スペイン語演習	[2]			
中国語演習	[2]			
韓国語演習	[2]			
外国語特別演習	[2]			
共通科目	体育学A	[1]	1 共通科目から情報学Ⅰ及び統計学を含み4単位以上を修得すること。 2 インターンシップA及びインターンシップBの単位は卒業に必要な単位数には算入することができない。	
	体育学B	2		
	情報学Ⅰ	2		
	情報学Ⅱ	2		
	統計学	2		
	インターンシップA	2		
	インターンシップB	1		
基礎科目	(文系) (数学)	人文・社会科学の基礎	[2]	1 基礎物理学Ⅰ又は物理学Ⅰ，基礎物理学Ⅱ又は物理学Ⅱ，化学Ⅰ，化学Ⅱ，生物学Ⅰ及び生物学Ⅱ12単位を修得すること。 2 線形代数学Ⅰ，線形代数学Ⅱ，微分積分学Ⅰ，微分積分学Ⅱ，地球惑星科学Ⅰ及び地球惑星科学Ⅱのうちから4単位以上を修得すること。 3 入門線形代数学及び入門微分積分学を履修しても，進級及び卒業に必要な単位数には算入することができない。 4 自然科学実験2単位を必修とする。
		入門線形代数学	2	
	入門微分積分学	2		
	線形代数学Ⅰ	2		
	線形代数学Ⅱ	2		
	微分積分学Ⅰ	2		
	微分積分学Ⅱ	2		
	数学概論	[2]		
	(理科)	基礎物理学Ⅰ	2	
		基礎物理学Ⅱ	2	
		物理学Ⅰ	2	
		物理学Ⅱ	2	
		化学Ⅰ	2	
		化学Ⅱ	2	
		生物学Ⅰ	2	
		生物学Ⅱ	2	
(実験系)	地球惑星科学Ⅰ	2		
	地球惑星科学Ⅱ	2		
	心理学実験	2		
	自然科学実験	[1]		

日本語科目及び 日本事情に関する 科目	日本語Ⅰ	2	1 外国人留学生を対象として開講する授業科目である。 2 日本語Ⅰ，日本語Ⅱ，日本語Ⅲ及び日本語Ⅳは，外国語科目又は外国語演習として履修することができる。 3 日本事情は，教養科目（外国語科目及び外国語演習を除く。）として履修することができる。
	日本語Ⅱ	2	
	日本語Ⅲ	2	
	日本語Ⅳ	2	
	日本事情	2	

注 単位欄中の数字に [] のつけてある授業科目は，複数の講義題目により行われ，それぞれ一の授業科目として履修することができる。

専門教育期（Ⅰ）

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	歯科学概論	1	
	基礎組織学	1	
	分子生物学	1	
	基礎免疫学	1	
	生物物理学	1	
	組織学・口腔組織学	2	
	組織学・口腔組織学実習	2	
	生化学・口腔生化学	3	
	生化学・口腔生化学実習	1	
	解剖学・口腔解剖学	1.5	
	解剖学・口腔解剖学実習	3.5	
	生理学・口腔生理学Ⅰ	1	
	微生物学・口腔微生物学総論	1	
	歯科理工学Ⅰ	1.5	
	歯科理工学実習Ⅰ	1.5	
	基本技術実習Ⅰ	1	
	基本技術実習Ⅱ	1	

専門教育期（Ⅱ）

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	生理学・口腔生理学Ⅱ	3	
	生理学・口腔生理学実習	1	
	微生物学・口腔微生物学各論	2	
	微生物学・口腔微生物学実習	1.5	
	歯科理工学Ⅱ	1.5	
	歯科理工学実習Ⅱ	0.5	
	病理学・口腔病理学	4	
	病理学・口腔病理学実習	2	
	薬理学・歯科薬理学	4	
	薬理学・歯科薬理学実習	1	
	衛生公衆衛生学・予防歯科学	3.5	
	衛生公衆衛生学・予防歯科学基礎実習	0.5	
	食の科学	1	
	保存修復学	2	
	冠・橋義歯補綴学	2	
	歯科矯正学	2	
	歯周病学・歯内療法学	3	
	有床義歯補綴学	3	
	口腔インプラント学	1	
	口腔診断内科学	3	
	口腔顎顔面外科学	3	
	小児歯科学	3	
	歯科放射線学	2	
	歯科放射線学基礎実習	1	
	歯科麻酔学	3	
	高齢者歯科学	2	
	障害者歯科学	2	
	全人教育演習Ⅰ	1	
	全人教育演習Ⅱ	1	

保存修復学基礎実習Ⅰ	1	
保存修復学基礎実習Ⅱ	2	
歯周病学・歯内療法学基礎実習	3	
歯科矯正学基礎実習Ⅰ	1	
歯科矯正学基礎実習Ⅱ	0.5	
有床義歯補綴学基礎実習	4	
冠・橋義歯補綴学基礎実習	3.5	
小児歯科学基礎実習	1.5	

総合教育期

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	総合臨床基礎実習	10	
	内科学	3.5	
	外科学Ⅰ	2	
	外科学Ⅱ	0.5	
	関連臨床医学Ⅰ	1.5	
	関連臨床医学Ⅱ	1.5	
	社会歯科学	1.5	
	統合講義	4	
	臨床講義Ⅰ	1	
	臨床講義Ⅱ	1	
	臨床講義Ⅲ	2	
	研究実習Ⅰ	2.5	
	研究実習Ⅱ	2	
	予防歯科学臨床実習Ⅰ	0.5	
	予防歯科学臨床実習Ⅱ	2	
	保存修復学臨床実習Ⅰ	1	
	保存修復学臨床実習Ⅱ	4.5	
	歯周病学・歯内療法学臨床実習Ⅰ	1	
	歯周病学・歯内療法学臨床実習Ⅱ	4.5	
	有床義歯補綴学臨床実習Ⅰ	1	
	有床義歯補綴学臨床実習Ⅱ	4	
	冠・橋義歯補綴学臨床実習Ⅰ	1	
	冠・橋義歯補綴学臨床実習Ⅱ	4.5	
	口腔診断内科学臨床実習Ⅰ	1	
	口腔診断内科学臨床実習Ⅱ	2.5	
	口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅰ	1	
	口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅱ	2.5	
	歯科矯正学臨床実習Ⅰ	0.5	
	歯科矯正学臨床実習Ⅱ	1	
	小児歯科学臨床実習Ⅰ	0.5	
	小児歯科学臨床実習Ⅱ	2	
歯科放射線学臨床実習Ⅰ	0.25		
歯科放射線学臨床実習Ⅱ	1		
歯科麻酔学臨床実習Ⅰ	0.25		
歯科麻酔学臨床実習Ⅱ	1		
高次口腔医療学臨床実習	0.5		

北海道大学歯学部試験等内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道大学歯学部（以下「本学部」という。）における専門科目の試験、進級等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「試験」とは、期末試験、中間試験、追試験及び再試験をいい、それぞれの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 期末試験 履修した授業科目について、各学期末に行う試験
- 二 中間試験 履修した授業科目について、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が適且に行う試験
- 三 追試験 疾病その他止むを得ない理由により第1号に規定する期末試験を受験できなかった者に対して、当該受験できなかった授業科目について、特に行う試験
- 四 再試験 第1号に規定する期末試験を受験し、不合格となった者に対して、当該不合格となった授業科目について、改めて行う試験

(試験の方法)

第3条 試験は、筆答試験及び口答試験並びにレポート及び製作品の提出その他担当教員が適当と認める方法によって行う。

(試験の実施時期)

第4条 期末試験の実施時期は原則として、当該授業科目の履修が修了した学期末において期間を定めて行う。

- 2 中間試験の実施時期は、担当教員の定めるところによる。
- 3 追試験及び再試験の実施時期は、期末試験終了後に、期間を定めて行う。

(試験の公示)

第5条 試験の実施時期及び時間割その他の試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ公示する。

(期末試験の受験資格)

第6条 期末試験は、原則として、受験しようとする授業科目の総履修時間数の4分の3以上を履修した者でなければ、受験することができない。

(追試験及び再試験の受験願及びその許可)

第7条 追試験又は再試験を受験しようとする者は、あらかじめ、追試験については、理由書（疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。）を添えて、追試験受験願（別紙第1号様式）により、再試験については、再試験受験願（別紙第2号様式）によりそれぞれ歯学研究科・歯学部（教務担当）を経由して担当教員に願い出て、その許可を受けなければならない。

(試験の監督)

第8条 試験の監督は、原則として担当教員が行う。

(試験の可否の報告)

第9条 試験を行った教員は、すみやかに、その試験の可否を可否報告書（別紙第3号様式）により歯学研究科・歯学部（教務担当）を経由して学部長に報告しなければならない。

(試験の可否の公表)

第10条 試験の可否は、受験した授業科目を履修した学期の次の学期が始まる前に公表する。

(成績の評価及び評価の基準等)

第11条 成績は、試験の結果に基づいて評価する。ただし、担当教員が適当と認めるときには、平素の学習態度等を参考とすることができる。

2 前項の試験による成績の評価は、100点を満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上89点以下)、良(70点以上79点以下)、可(60点以上69点以下)及び不可(59点以下)の5種とする。

3 前項の成績の評価において、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(各教育期における不可の取扱い)

第12条 専門教育期(Ⅰ)、専門教育期(Ⅱ)及び総合教育期の専門科目に不可と評された科目がある者は、原級に留め置く。ただし、専門教育期(Ⅱ)における不可については、「要試験」又は「要履修」と表示し、次により取り扱うものとする。

(1) 要試験 再履修しなくても試験により単位を取得できると判断した場合で、専門教育期(Ⅱ)を終わるまでに、当該科目の試験に合格しなければならないもの。ただし、それまでに合格しなかった場合は、総合教育期に進学できない。

(2) 要履修 再履修が必要な場合で、原級に留め置くもの。

2 専門教育期(Ⅱ)及び総合教育期においては、同一の授業科目を3度にわたって履修することはできない。ただし、休学又はその他特別な理由による長期の欠席は、履修しなかったものとして取扱う。

(成績の報告)

第13条 試験を行った担当教員は、次の学期の始まる前に、試験の成績を成績報告書(特別第4号様式)により歯学研究科・歯学部(教務担当)を経由して学部長に報告しなければならない。

(罰則)

第14条 試験に関して不正行為を行った者は、北海道大学通則第31条の規定に基づき、懲戒される。

(適用除外)

第15条 第5条、第9条、第10条及び第13条の規定は、中間試験には適用しない。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、昭和44年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1 この内規は、平成23年3月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2 この内規施行の際、現に従来の規定により試験を受けるものについては、この内規による改正後の北海道大学歯学部試験等内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。